

三条市総合教育会議運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第1条の4第9項の規定に基づき、三条市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(招集)

第2条 市長は、会議を招集しようとするときは、会議の開催日時、開催場所、会議に付すべき事項をあらかじめ教育委員会に通知するものとする。

(会議)

第3条 会議の開会及び閉会並びに進行は、市長が行う。

(議事録)

第4条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 開催した日時及び場所
- (2) 出席者の氏名
- (3) 協議又は調整が行われた事項及びこれに関する出席者の発言
- (4) その他必要と認める事項

2 市長は、議事録を作成したときは、速やかにこれをホームページにおいて公表するものとする。ただし、市長が必要があると認めるときは、公表しないことができる。

(会議の傍聴)

第5条 会議の傍聴については、三条市教育委員会傍聴人規則（平成17年三条市教育委員会規則第4号）の規定を準用する。

(庶務)

第6条 会議の庶務は、三条市教育委員会事務局教育総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。